

ごみ減量・リサイクル活動の手引き

岡崎市環境部ごみ対策課

令和3年3月

目 次

1	はじめに	1
2	ごみ減量・リサイクル活動	2
	・ ごみ減量推進員の推薦人数	
	・ ごみ減量推進員の主な活動	
	・ ごみ減量・リサイクル活動の事例	
	・ 報償金	
	・ ごみ減量・リサイクル活動、事務の大まかな流れ	
3	ごみステーション管理	6
	・ ごみステーションの新設、移設、廃止	
	・ コンテナの準備	
	・ 活動資材の支給	
4	アパート・マンションについて	8
5	ごみ減量推進活動に関するQ & A	9

1 はじめに

岡崎市では、平成 7 年10月から空き缶、空きびんの分別収集、平成 14 年 1 月からは容器包装リサイクル法に対応するため3分別（紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装）の分別収集を開始しました。

現在、市内には可燃ごみステーションが約 6,000 か所、不燃ごみステーションが約 4,000 か所、リサイクルステーションが約 1,300 か所あります。

ごみ減量、リサイクルを推進するためには、地域の皆様方のご協力が不可欠です。ごみステーションを管理していただくことを始め、ごみの分別、リサイクルを積極的に啓発していただくなど、平成7年10月から町内会に「ごみ減量・リサイクル活動」への協力をお願いしています。

各町総代、ごみ減量推進員各位を中心とした町内会の積極的な活動とともに、ますますのごみ減量・リサイクル活動を推進してまいりたいと考えていますので、ごみ行政、環境行政に引き続きご協力いただきますようお願いいたします。

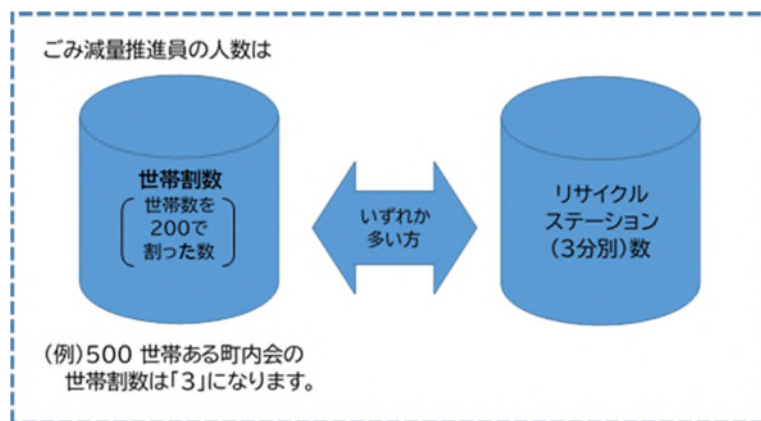
2 ごみ減量・リサイクル活動

ごみの減量とリサイクルの推進のため、町内会から「ごみ減量推進員」を推薦していただき、ごみ減量・リサイクル活動への協力をお願いしています。

ごみ減量推進員の推薦人数

ごみ減量推進員の推薦人数の算定基準は、

- ・「世帯割数(世帯数を200で割って切り上げた数)※」と、
 - ・「リサイクルステーション(3分別)数」の
- いずれか多い方の数としています。



※世帯数は、当該年度の4月1日時点での世帯数

ごみ減量推進員の主な活動

ごみ減量推進員の主な活動は次のとおりです。

- ・ ごみの正しい分別方法の周知
- ・ ごみステーションの適正な維持管理、運営
- ・ 資源回収事業の推進
- ・ ごみ減量・リサイクルの推進に関する各種啓発
- ・ 不法投棄の抑制

各町内会の状況に応じた、必要と考えられる活動を積極的に行っていただきますようお願いいたします。

ごみ減量・リサイクル活動の事例

<事例①>

ごみの分別の啓発・推進のため、3分別回収の日に、当番(立ち番)を決めて、分別方法の周知を図っている。

POINTS 当番(立ち番)は、町内会の状況に応じ、実施回数や当番人数などを、お決めいただければ結構です。

<事例②>

警告ごみで残されたプラスチック製容器包装を支給された可燃ごみ袋に入れ、可燃ごみの日に排出している。

POINTS 分別がされていないごみなどは、警告ごみとして収集せず、ステーションに残置することになります。警告ごみは、後日(次回収集日までに)収集しますが、回収を急ぎ希望される場合は、可燃ごみとして袋を変えて(被せて)いただき、排出していただきますようお願いいたします。

なお、回収後に出された(後出しされた)ごみについても、次回収集日に回収させていただきます。

<事例③>

決められた収集日以外にごみを出すなど、ごみ出しのルールが守られていなかったため、収集曜日を記載したごみステーション看板を設置したほか、市のルールを守るようチラシを回覧した。

POINTS ステーション看板は、ご希望があれば随時配布させていただきます。ごみ対策課、環境保全課、各支所でお渡しできますので、町内会で必要数を取りまとめ、事前にお問い合わせのうえ、窓口へお越しくください(7ページ参照)。

また、ごみ対策課では、各種啓発チラシを用意しています。必要部数を用意させていただきますので、各町内への回覧にご利用ください(簡易なチラシについては、必要内容に応じて作成させていただきます。)

その他、次のような活動事例を報告いただいております。

- ・ 小学校の資源回収の日について、チラシを作り町内で回覧を行った。
- ・ 通常の収集日と異なる年末年始の収集日について、ステーションに看板を設置し、町内へ回覧を行った。
- ・ ごみ減量推進員に集まっていたいただき、分別の説明会を開催した。

報償金

各町内会におけるごみ減量・リサイクル活動を奨励し、一層円滑な推進をするため、年度末に報償金を交付しています。

項 目		算定基準
リサイクル ステーション割	3分別 相当分	31,200 円 × 世帯割数 または リサイクル ステーション(3 分別)数のいずれが多い方
	缶・びん 相当分	13,000 円 × 世帯割数 または リサイクル ステーション(缶・びん)数のいずれが多い方
世帯割		60 円×世帯数(上限 45,000 円)
均等割		7,500 円

※世帯割数は、算出方法は2ページをご参照ください。

(例①)

- ・ 世帯数 350 (世帯割数=2)
- ・ リサイクルステーション(3分別+缶・びん)数 2か所

ごみ減量推進員 推薦人数 2名

リサイクル ステーション割	3分別相当分	62,400円
	缶・びん相当分	26,000円
世帯割		21,000円
均等割		7,500円
合計		116,900円

(例②)

- ・ 世帯数 160 (世帯割数=1)
- ・ リサイクルステーション 3分別:1か所、缶・びん:2か所

ごみ減量推進員 推薦人数 1名

リサイクル ステーション割	3分別相当分	31,200円
	缶・びん相当分	26,000円
世帯割		9,600円
均等割		7,500円
合計		74,300円

ごみ減量・リサイクル活動、事務の大まかな流れ

<前年度>

3月

次年度「ごみ収集カレンダー」の町内各世帯への配布

市政だより3月1日号配送のタイミングにあわせて、市から総代宛てに配送します。

重要なお知らせですので、町内会に入っていない世帯に対しても配布していただきますよう、ご協力をお願いします。

活動資材(ごみ袋)の受け取り、活用

ごみ減量・リサイクル活動用資材として指定ごみ袋を総代宛てに配送します。

お受け取りいただき、ごみステーションの管理にご活用ください。

※ リサイクルステーション(3分別)数に応じて配布数が異なります。

<活動年度>

4月

～

5月

「ごみ減量推進員推薦届」の提出

各町内会で、当該年度のごみ減量推進員を選出し、ごみ対策課に推薦届を提出していただきます。

※ 「ごみ減量推進員推薦届」は総代宛てに郵送しますので、ごみ減量推進員選出後、ご返送をお願いします。

※ ごみ減量推進員の数は、世帯数及びリサイクルステーション(3分別)数から算出します。上記資料送付の際に、提示させていただきます。

1月

「ごみ減量・リサイクル活動報告書」の提出

「ごみ減量・リサイクル活動報告書」用紙は、提出依頼文とともに総代宛てに郵送します(12月中旬～下旬)ので、必要事項を記入のうえご返送をお願いします(提出期限:1月末)。

※ 提出依頼文に、3月に交付する報償金の振込口座に関する情報を記載しますので、誤りがないか確認をお願いします。

3月

ごみ減量・リサイクル活動報償金の交付

提出された「ごみ減量・リサイクル活動報告書」に基づき、ごみ減量・リサイクル活動報償金を町内会の口座へ振り込みます。

※ 市では報償金の使途は定めていません。

3 ごみステーション管理

ごみステーションには、「可燃ごみステーション」「不燃ごみステーション」「リサイクルステーション」の3種類があり、管理は町内会にお願いしています。

不法投棄、悪臭防止などの対策のため、ごみステーションを清潔に保っていただくようお願いします。

ごみステーションの新設、移設、廃止

ごみステーションの新設、移設、廃止を希望される場合は、各町内会の総代からの申し出が必要です。

総代と協議を行い、総代名にて、ごみ対策課(☎0564-23-6725)までお申し出ください。

後日、収集可否について、市職員が現地確認を行い、追って開始日の協議を実施します。

<参考:ごみステーションの設置基準>

ごみステーションの設置基準は、次のとおり世帯数に応じて設置することとしています。

- ・ 可燃ごみステーション 20世帯ごとに、1ステーション
- ・ 不燃ごみステーション 20世帯ごとに、1ステーション
- ・ リサイクルステーション 200世帯ごとに、1ステーション

ごみ・資源物の効率的な収集のために、ご理解ご協力をお願いします。

コンテナの準備

空き缶・空きびん、および発火性危険ごみ等は、隔週1回、リサイクルステーションでのコンテナ収集を行っています。

収集日の前日(月曜日収集地区では金曜日)にコンテナの配布を行います。

その際、収集日前の不適正排出防止のため、コンテナは裏返しで配布することになります。

当日、市民のかたが排出できるようコンテナの準備をお願いします(設置時間、手法などは町内会の状況によりご判断ください)。

活動資材の支給

年度当初に、指定ごみ袋を総代宅に配送させていただきます。

その他、ごみステーションを管理するために必要な物品・消耗品(下表参照)を、総代又はごみ減量推進員からの申請により支給いたします。

種類	内容
看板	可燃ごみ 不燃ごみ 紙製容器包装 ペットボトル プラスチック製容器包装 空き缶・空きびん・発火性危険ごみ 不法投棄防止
看板用支柱	長さ150cm(2cm角)
飛散防止用ネット	2m×5m
ごみ袋(大)	指定袋10枚入り(可燃ごみ、不燃ごみ、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装)
作業用手袋	軍手
その他	ポケットレインコート、腕章

※ ごみ対策課(リサイクルプラザ管理棟 3 階)、環境保全課(市役所福祉会館 5 階)、各支所でお渡しできますので、町内会で必要数を取りまとめ、事前にお問い合わせのうえ、窓口までお越しください(各お問い合わせ先は裏表紙をご参照ください)。

※ 看板の設置は、町内の状況によりご判断ください(看板の設置は必須ではありません)。

※ 看板が破損した場合などには、再度ご申請いただければ支給させていただきます。

※ 不法投棄防止看板の支給の際には、岡崎警察署への報告が必要なため設置場所をお尋ねしますのであしからずご了承ください。

※ 設置されていた看板が強風によって倒れ、市民に接触する事案が発生しています。看板を設置する際は、ひもで縛る、杭を打つなどして強風等で倒れないよう固定するほか、経年劣化の状況も随時、確認していただき、市民への安全対策にご配慮をお願いします。

※ 町内清掃に係る作業用手袋(軍手)の支給はいたしかねますので、ご了承ください。

《注意》

配布した指定ごみ袋は、町内清掃等にご利用いただくために配布させていただくものになります。町内行事、イベントでの景品等として配布することは、ご遠慮ください。

4 アパート・マンションについて

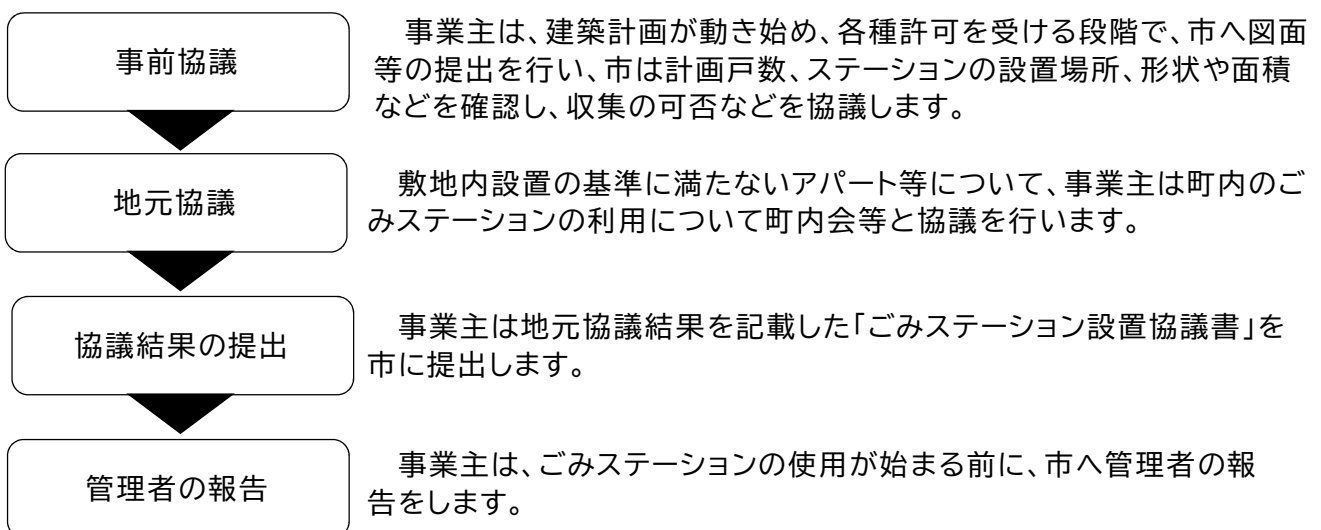
「岡崎市アパート・マンションの建築又は宅地造成に伴うごみステーションの設置及び管理に関する指導要綱(平成15年10月施行)」により、新築のアパート・マンションのごみステーションの設置に関し、戸数による設置基準を設けており、アパート・マンションの居住者のごみステーションについて、必ず地元総代と協議するようアパート・マンションの設置・維持管理事業者に指導しています。

- 20戸未満のアパート・マンション
⇒ 町内会が管理する既存ステーションを利用するよう地元総代と調整を行う。
- 20戸以上のアパート・マンション
⇒ 可燃ごみ・不燃ごみステーションを設置することができる。
- 100戸以上のアパート・マンション
⇒ 可燃ごみ、不燃ごみ、リサイクルステーションを設置することができる。

上記事項に加え、地元総代と協議を行い、管理方法及び管理者を明確にするよう指導を行っています。

アパート・マンションの新築及び宅地造成に係るごみステーションの設置等の手続きの流れは、事業主が地元総代と協議をしていただき、協議後に「ごみステーション設置協議届出書」をごみ対策課へ提出していただきます。

<大まかな流れ>



5 ごみ減量・リサイクル推進活動に関するQ & A

(Q) ごみステーションに、警告ごみが残されています。

(A) 警告ごみのうち、可燃ごみは次回収集日までに、不燃ごみ・3分別(紙製容器包装・ペットボトル・プラスチック製容器包装)は、次回収集日(概ね3~5日程度)までに回収をします。

(Q) 分別が徹底されていないごみや、残置された警告ごみを調べたい。

(A) 各世帯のプライバシーを侵害するおそれがありますので、ごみステーションに出されたごみについて、調査、指導(排出者の特定)等を目的として、ごみ袋を開ける行為は控えていただきますようお願いいたします。

(Q) 収集時間は何時ですか?変更できますか?

(A) ごみの収集は、可能な限り早く終わらせるため午前8時30分から開始していますが、一部の地域で午後の収集となっています。収集時間の変更については、各曜日とも効率的な収集を目指してルートを組んでいる都合上、申し訳ありませんが応じていません。

また、交通の状況、工事等によるルートの変更によっても収集時間を変動する場合があります。重ねてご了承をお願いします。

(Q) 町内清掃する場合、どのように収集を依頼すればよいですか?

(A) 回収を希望される場合は、ごみの量と集める場所をごみ対策課(☎0564-23-6725)まで、事前に連絡をお願いします。

※ 町内清掃による大量のごみをごみステーションに出すと、通常の収集に支障をきたすことがあります。概ね20袋以上のごみに関しては、別の回収場所を設置していただき、事前に連絡をお願いします。

なお、できるだけ早期の回収に努めますが、清掃日から回収まで最大5日程度かかる場合もあります。何卒ご了承ください。

また、町内会として、町内清掃に係るごみをクリーンセンターへ搬入する際は、手数料が減免になります。搬入時に総代名にて「減免申請書」をご記入いただきます(申請には総代の氏名及び住所の記載が必要です。)

(Q) ごみ分別のチラシを回覧したい。

(A) ごみ対策課では、ごみの出し方の啓発のために、各種チラシを用意しています。必要部数を用意いたしますのでご用命ください。

また、毎年3月には、次年度の「ごみ収集カレンダー」を配布するなど重要なお知らせの回覧をお願いすることもあります。町内会未加入世帯に対しても配布いただきますよう、ご協力をお願いします。

(Q) 転入者への啓発はどうすればよいですか？

(A) 岡崎市に転入して来られるかたに対し、転入届を出される際に、市役所市民課もしくは各支所において、ごみの出し方に関する啓発資料を配布しています。

しかしながら、転入されるかたの中には、住民票を変更されないかたもおられます。資料は、ごみ対策課(リサイクルプラザ管理棟3階)のほか、市役所市政情報コーナー(西庁舎1階)、環境保全課(福社会館5階)、各支所に用意してありますので、必要に応じてご活用ください。

※ 世帯ごとのごみステーションの位置を、市で把握することはできません。ごみステーションの周知啓発に特にご配慮をお願いします。

(Q) 町内会未加入者はごみ出しが可能ですか？

(A) ごみステーションへのごみ出しは、町内会の加入未加入に関わらず可能です。

しかしながら、ごみステーションの管理は町内会にお願いしていることから、トラブルを未然に防止するためにも、ごみステーションの位置、町内会におけるごみステーション管理方法などを事前にお伝えいただくなどのご協力をよろしくをお願いします。

(Q) ごみステーションの場所は決まっていますか？

(A) 市では、お住いの町内会において、決められたごみステーションを利用することとしています。

町内のかたに、ごみステーションの適切な場所を周知していただくようお願いいたします。

特に、アパート・マンションのかた、単身者などへの周知についてもご協力いただきますようお願いいたします。

< 問 合 せ 先 >

ごみ対策課(代表)	(0564-22-1153)
// 収集係	(0564-23-6725)
環境保全課(市役所福社会館 5 階)	(0564-23-6476)
岡崎支所(シビックセンター2 階)	(0564-51-1578)
大平支所	(0564-22-0174)
東部支所	(0564-48-2921)
岩津支所	(0564-45-2511)
矢作支所	(0564-31-3201)
六ツ美支所	(0564-43-2500)
額田支所	(0564-82-3100)

